

# お知らせ

## 4月3日から始まります 固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧

2017年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を実施します。

### 【縦覧及び課税台帳(名寄帳)閲覧制度】

縦覧制度とは、自己の土地や家屋に対する固定資産税評価額が適正であるかどうかを判断する資料として、固定資産税評価額(税額の記載は無し)が記載された土地・家屋価格等縦覧帳簿を納税者の縦覧に供するものです。

また、課税台帳の閲覧制度とは、納税義務者の方が、固定資産税台帳のうち、自己の資産に対する課税内容を具体的に確認するためのものです。

### ○縦覧、閲覧ができる方

①納税義務者、その同居の親族及び納税管理人(同居でも別世帯の方は、委任状が必要)

②代理人(納税者の方が自署、捺印〔法人の場合は、代表者印を押印〕した委任状または代理人選任届をお持ちの方)

### ○本人確認書類が必要で

書類の種類に応じ、次に示す1点または2点の書類をお持ち下さい。

①官公署が発行した写真付きの書類1点(運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード〔個人番号カード〕等)

②上記の書類がない場合は、次の書類

※組み合わせは、(イ)で2点または、(イ)と(ロ)で各1点ずつです。

(イ)官公署が発行した写真無しの書類(健康保険証、介護保険証、年金手帳及び証書、写真無しの住民基本台帳カード、納税通知書等)

(ロ)その他(法人が発行した写真付きの身分証明書等)

**縦覧期間**4月3日(月)～5月31日(水)の午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝休日を除く)

**閲覧期間**4月3日(月)～5月31日(水)の午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝休日を除く)

**場**資産税課(市庁舎2階)

※縦覧時には、土地・家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。パソコン画面での縦覧になり、画面の撮影はできません(手書きによる転記は可)。また、所有者名からの縦覧はできません。

※閲覧は、納税義務者単位の申請となります。

**問**資産税課☎724・2116、2118

### 【納税義務者以外の方への課税(補充)台帳の閲覧申請】

土地や家屋に対し、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限る)及び固定資産の処分をする権利を有する方(1月2日以降に所有権を取得した方等)は、権利の対象となる資産のみ課税(補充)台帳の閲覧申請ができます。

### ○必要な書類

本人の身分を確認できる書類(運転免許証等)と権利を有する資産を特定するための書類(賃貸借契約書、賃借権の権利者が記載されている登記全部事項証明書等)をお持ち下さい。

また、代理人に依頼する場合は、権利者の方が自署・捺印(法人の場合は、代表者印を押印)した委任状または代理人選任届が必要です。

**縦覧期間**4月3日(月)からの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝休日を除く)

※4月中は混雑しますので、時間に余裕をもって申請して下さい。

**場**市民税課諸税証明係(市庁舎2階)

**費**1件300円

**問**市民税課諸税証明係☎724・2874

### 【固定資産税の評価額に不服がある場合】

縦覧や閲覧等の結果、自己の土地、家屋、償却資産に対する固定資産税評価額に不服がある納税者は、4月1日から納税通知書を受け取った日以後3か月以内に、文書をもって固定資産評価委員会に審査の申し出ができます。

ただし、2017年度は基準年度(2015年度)でないため、地目の変換、形質変更、家屋の増築などの事情により価格が変わった場合や土地価格の下落修正があった場合のみ審査の申し出ができます。

**問**法制課☎724・2506

## 町田市地域子ども教室 助成事業説明会

市では、放課後または学校休業日に小学校や公共施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、スポーツ・文化活動等の体験活動や地域住民との交流活動等を行っている団体を助成します。

※直接会場へおいで下さい。

**場**地域活動団体

**日**4月5日(水)午後2時30分から

**場**市庁舎2階会議室2-5

**問**児童青少年課☎724・4097

## 大地沢青少年センター

### 10月分の利用～受付開始

**場**市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人

**日**4月1日午前8時30分から電話で同センター(☎782・3800)へ。

※初日の午前8時30分～午後1時の受付分は抽選、午後1時以降は申し込み順に受け付けます。

※10月3日、10日、11日、17日、24日、31日は利用できません。

## 町田市自然休暇村 せせらぎの里

### 10月分の利用～受付開始

**場**市内在住、在勤、在学の方とその同行者

**場**町田市自然休暇村(長野県南佐久郡川上村)

**日**4月1日午前8時30分から電話で自然休暇村(☎0120・55・2838)へ

(自然休暇村ホームページで申し込み可)。

※10月4日、5日、10日、11日は利用できません。

# 国民健康保険税の税率を改定しました

**問**保険年金課☎724・2124

1人あたりの医療費の増加や加入者の高齢化等により、国民健康保険事業が厳しい財政状況にあることから、国民健康保険税(国保税)の税率を改定しました。

併せて、地方税法改正による所得の低い世帯への軽減措置の拡充も行います。

### 【国保税の計算方法】

国保税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計で計算されます(表1)。それぞれに定められた課税限度額を超えた場合、年税額は課税限度額の金額となります。

医療分は、国保被保険者の医療費の支払いに充てられ、後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度への運営支援に充てられます。介護分は、40～64歳の方に対する介護保険料の負担分です。

### 【国保税の軽減】

所得の低い世帯の方は、同一世帯内の所得額や被保険者数などに応じて、国保税の均等割額・平等割額が軽減されます(表2)。

### 【今後の予定】

7月上旬に納税通知書をお送りします。具体的な年税額が記載されていますので、ご確認下さい。

表1 2017年度からの新しい国保税率(額)

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護分(40～64歳の方)	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額(所得に対し)	4.74%	5.17%	1.62%	1.76%	1.49%	1.55%

※所得割額は、加入者それぞれの前年の総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額に税率をかけて計算します/均等割額、平等割額、課税限度額は変更ありません。

表2 2017年度 国保税の平等割額・均等割額軽減表

区分	年度	軽減判定基準
7割軽減	2017年度	33万円以下(変更無し)
	2016年度	33万円+(27万円×国保加入者数)以下
5割軽減	2017年度	33万円+(26万5000円×国保加入者数)以下
	2016年度	33万円+(49万円×国保加入者数)以下
2割軽減	2017年度	33万円+(48万円×国保加入者数)以下
	2016年度	33万円+(48万円×国保加入者数)以下

※特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も、継続して同一の世帯に属する方)がいる場合は、その人数も軽減判定基準に算入します/1952年1月1日以前に生まれた方で、公的年金等の受給者の方は、公的年金から15万円を限度に控除があります。

### 国保税の計算例(年額)

【ケース1】年金収入のみの方の世帯(65歳以上の夫婦2人世帯で、夫のみの年金収入で計算)

年金収入	年金所得	国保税		軽減
		改定前	改定後	
153万円	33万円	2万3700円	2万3700円	7割
168万円	48万円	3万3200円	3万4000円	7割
221万円	101万円	8万2700円	8万6500円	5割
264万円	144万円	13万3700円	14万円	2割
350万円	225万円	20万1100円	21万1900円	—
450万円	304万円	25万1300円	26万6700円	—

※妻の年金収入が120万円までは、ケース1の国保税です/収入は目安です。

【ケース2】給与収入のみの方の世帯(40歳代の夫婦2人・子ども2人の4人世帯で、夫のみの給与収入で計算)

給与収入	給与所得	国保税		軽減
		改定前	改定後	
224万円	139万円	16万7000円	17万3800円	5割
347万円	225万円	28万5100円	29万7000円	2割
450万円	306万円	38万2200円	39万9400円	—
550万円	386万円	44万4900円	46万7300円	—
650万円	466万円	50万7800円	53万5100円	—
750万円	555万円	57万7600円	61万5000円	—

※妻の給与収入が65万円までは、ケース2の国保税です/収入は目安です。

# 春の全国交通安全運動が始まります

4月6日～15日

やさしさが 走るこの街 この道路

- 運動の基本
    - 【子どもと高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない】
      - ・ドライバーは歩行者や自転車に注意し安全運転を心がけましょう。
      - ・信号が青でも、右左の安全を確かめましょう。
  - 運動の重点
    - 1 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
      - 交差点ではドライバーとアイコンタクトをとりましょう。
    - 2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
      - 交通事故の際に車外放出や同乗者に衝突するなどの危険性があります。
    - 3 飲酒運転の根絶
      - 飲酒運転は本人だけでなく、酒類の提供者や車両の同乗者等も厳しく罰せられます。
    - 4 二輪車の交通事故防止
      - 交差点を右折するドライバーは、対向車線を直進する二輪車に気づかない場合があるため、優先意識を持たず、しっかりと安全確認をしましょう。
- 問**市民生活安全課☎724・4003、町田警察署☎722・0110、南大沢警察署☎042・653・0110